

国民健康保険特別会計 令和2年度予算決算の見込【歳入】

内 容		R2決算見込 (単位:千円)	説 明
国保税		466,704	国保事業に要する費用に充てられるための徴収金です。
一般分		466,621	(一般被保険者分)
	医療(現年)	284,337	徴収金のうち医療給付分に充てられるものです。
	後期(現年)	136,162	徴収金のうち後期高齢者支援金分に充てられるものです。
	介護(現年)	38,972	徴収金のうち介護納付金に充てられるものです。対象:第2号被保険者(40歳~65歳未満)
	医療(過年)	4,070	
	後期(過年)	1,990	前年度までに納付されなかった国保税分です。(滞納繰越分)
	介護(現年)	1,090	
退職分		83	●退職者医療制度:サラリーマンが高齢で退職した場合、退職後に国保に加入することが一般的ですが、医療の必要性の高まる時期に国保に加入することになり、その医療費の負担は主として国庫と他の一般被保険者に依存することになり、その緩和策として昭和59年10月に創設された制度です。この制度は被保険者の医療費の一部を被保険者保険等の拠出金から賄う点が最大の特色です。この制度は前期高齢者医療制度の発足とともに新規適用が平成26年度から停止され、最後の適用者が65歳に達する年度(令和元年度)をもって廃止となります。
	医療(現年)	40	
	後期(現年)	20	
	介護(現年)	20	
	医療(過年)	1	●退職被保険者:国保の被保険者であって、65歳未満の方、原則として被用者年金の老齢(退職)年金の受給権者〔通算老齢(退職)年金にあって加入期間が20年以上又は40歳10年以上の者〕が対象となります。障害年金等の受給者で老齢(退職)年金の受給権を有している者も含まれます。
	後期(過年)	1	
介護(現年)	1		
使用料及び手数料	督促手数料	250	督促状送付に伴うものです。(1件100円)
国庫支出金		2496	
国庫補助金	災害臨時特例補助金	1	東日本大震災に伴う被保険者に対する保険税及び一部負担金の免除措置に係るものです。
	国民県保険制度関係業務事業費補助金	2495	国保システム改修費用に係る国庫補助金です
県支出金		1,742,855	
県補助金	保険給付費等交付金(普通)※	1,718,720	市が支出する保険給付に対する交付金です。任意給付(出産・葬祭・結核等)分は除きます。
	保険給付費等交付金(特別)※	24,135	市町村での保健事業関係等に対する交付金です。 【特別調整交付金、保険者努力支援、特定健診負担金、都道府県繰入金(2号)】
財産収入	基金利子	30	
繰入金		177,389	
一般会計繰入金	保険基盤(保険税分)	68,741	●保険基盤安定制度:低所得者を対象とした保険料(税)軽減相当額を国、県、市が公費で補填する制度です。国(1/2)、県(1/4)負担金は、保険基盤安定負担金として一般会計に交付されます。
	保険基盤(保険者分)	42,858	
	人件費	33,614	国民健康保険(賦課・徴収・資格・給付)関係職員に係る費用です。
	出産一時金	4,480	支出分×2/3
	財政安定化	27,696	国保会計の安定化のために一般会計から繰り入れるものです。
	計	177,389	※法定繰入分といわれるものです。
基金繰入金		0	国民健康保険基金を取り崩し繰り入れるものです。平成30年度末残高 50,152千円
繰越金		1,000	前年度会計からの繰越金です。
諸収入		8,450	
延滞金		1,850	国保税に係るものです。
	雑入(第三者、返納金、指定公費等)	600	
	保険給付費等交付返納金	6,000	
歳入合計 ①		2,399,174	
歳出合計 ②		2,361,844	歳出の内容詳細については次ページで解説

歳入合計①－歳出合計②

37,330

← 次年度繰越金または基金積立金
(仮係数試算時より約495万円の増額)

○ 歳 入

● 国保税課税額は令和元年度現行税率で試算(令和元年11月29日現在)

● 【歳出合計】2,361,844千円に対する【歳入】として、現年度分国保税を除く歳入(過年度(滞納繰越)国保税、手数料・国・県補助金、財産収入、一般会計繰入金、繰越金、諸収入)の合計を1,939,623千円と見込む。

● 現年度分国保税額は、最低限422,221千円を担保すれば令和2年度の国保特別会計は決算可。【太枠部分の合計】

● 現年度分国保税額について、R1.11.29調定額 × 95.61%を令和2年度調定額と仮定する。…①

● ①対し、現年度分国保税収納率の平均である98.16%を積算し、令和2年度国保税収納額と仮定。

● 現行税率では、現年度分国保税額について459,551千円の収納額を見込むことができる。

○ 歳 出

● 令和2年度国保事業納付金の一般被保険者分は県による確定係数による算定額を見込む。
(仮係数試算時より約495万円の減額)

国民健康保険特別会計 令和2年度予算決算の見込【歳出】

内 容	R2決算見込み (単位：千円)	説 明
総務費	51,545	国民健康保険事業の運営に係る費用です。
総務管理費	47,353	
一般職給与	33,614	国民健康保険（賦課・徴収・資格・給付）関係職員に係る費用です。
嘱託・臨時	2,064	臨時職員賃金（庶務課算定額）※資格・給付関係
一般管理事業	9,436	事業の運営に係る一般管理費用です。
適正受診対策	1,149	医療費適正化のためのレセプト点検費用です。
連合会負担金	1,090	国保連合会への業務委託のための負担金です。
徴税費	3,764	
徴税事務費	3,764	国民健康保険税の徴収事務に係る費用です。
嘱託・臨時	0	臨時職員賃金（庶務課算定額）※徴税関係
運営協議会事務費	428	国保運営協議会に係る費用です。（委員報酬など）
保険給付費	1,726,501	保険給付に係る支出金の合計です。※○のものは費用を県からの補助金（普通交付金）で賄います。
療養諸費	1,497,956	療養の給付について保険者として負担する額です。
○ 一般療養給付費	1,475,350	療養費用（医療・薬剤等）の保険給付です。
○ 退職療養給付費	692	
○ 一般療養費	16,405	柔道整復師、補装具の費用などの保険給付です。
○ 退職療養費	30	
○ 審査支払手数料	5,479	レセプト審査に係る費用です。※審査は国保連合会
高額療養費	220,603	
○ 一般高額療養費	220,193	医療費の1か月の自己負担額が限度額を超えた場合に、その超えた額を保険給付（保険者が負担）するものです。
○ 退職高額療養費	300	
○ 一般高額介護合算	100	世帯内の国保加入者について、1年間に「医療」と「介護」の両方に自己負担があり、その額が自己負担限度額を超えた場合、超えた額を保険給付（保険者が負担）するものです。
○ 退職高額介護合算	10	
出産育児一時金	6,720	被保険者の出産に対して給付するものです。1件当たり420,000円（404,000円）
葬祭費	1,050	被保険者の死亡に伴い給付するものです。1件当たり30,000円
○ 移送費	161	緊急的に入院、転院の必要性があつて移送された場合に給付するものです。
結核給付金	11	被保険者が結核による療養の給付を受けた場合に被保険者が負担する額を給付するものです。
国民健康保険事業費納付金	541,356	【新】【H30からの制度改正に伴い県に納付するものです。】
一般医療給付費分	360,594	県が医療給付費等の見込みを立てた上で、公費等の拠出で賄われる部分を除き、市町村ごとに医療給付分、後期支援分、介護納付分について納付金額を決定します。市町村ごとの所得水準と被保険者数・世帯数により配分され医療費水準を反映させます。 ◎ 前回資料より確定係数による算定額に数値を更新【R2.1.14県通知】（前回仮係数試算時より約495万円の減額）
退職医療給付費分	0	
一般後期支援分	132,506	
退職後期支援分	0	
介護納付金分	48,256	
保健事業	30,633	
特定健診等	15,926	特定健診・特定保健指導に係る費用です。対象者：40～74歳
健康増進プログラム	897	医療費抑制のための健康増進、寝たきり予防の推進に関する費用です。
人間ドック	13,810	人間ドック受診に対する助成です。対象者：35歳以上 補助金額：日帰り20,000円 1泊2日25,000円 5歳毎の節目30,000円
基金積立金	30	
諸支出金	11,779	
保険税還付金	2,010	保険税還付金に充てるものです。
還付加算金	110	保険税の還付加算金に充てるものです。
指定公費負担返還金	30	高齢受給者（70～74歳）に係る医療費について特例措置（2割→1割）が取られています。特例分（1割）については国が負担するものですが、過誤等があった場合に返還するものです。
保険給付費等交付金償還金	6,000	前年度精算に伴う保険給付費等交付金の返還金です。
国民健康保険事業費納付金償還金	3,629	国保事業費納付金（退職分）の清算に伴う返還金です。
予備費	0	決算では0。
歳出合計 ②	2,361,844	